

実施に当たってのQ&A

問1 取組の目的は何か。

(答)

- ・都道府県及び市町村の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）や民生委員等の福祉関係者等にご協力いただき、高齢者や障害者宅を訪問する際に、本人と一緒に災害リスク等を確認していただくことを通じて、高齢者や障害者の方々に事前に自宅の災害リスクを把握し、災害時にとるべき行動について理解していただくことを目的としております。

問2 福祉関係者等は何を行えばよいのか。

(答)

- ・「ハザードマップ」「避難行動判定フロー（参考資料1）」「避難情報のポイント（参考資料2）」の3点を用いて、高齢者や障害者本人と一緒に、居住地の水害や土砂災害に関するリスクや災害時取るべき行動について確認してもらうことを想定しています。

問3 ハザードマップとは何か。

(答)

- ・「ハザードマップ」とは、一般的に「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされています。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもあります。

<https://www.gsi.go.jp/hokkaido/bousai-hazard-hazard.htm>

問4 ハザードマップはどこで入手できるのか。

(答)

- ・本取組の実施に際しては、各市町村からハザードマップを各戸に配布又は回覧することとしておりますが、もしお手元にはない場合には各市町村のホームページにおいて公表、又は各市町村の窓口において配布されております。
- ・ハザードマップの配布・回覧状況については、各市町村にお問い合わせください。
- ・「ハザードマップ」等の内容が分からない場合などには、防災担当部局等に対して、これらの資料についての説明を受けるなどの支援を依頼して下さい。

問5 避難行動判定フロー、避難情報のポイントとは何か。

(答)

- ・「避難行動判定フロー（参考資料1）」とは、ハザードマップとあわせて確認することにより、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき避難行動や適切な避難先を判断できるようにした資料です。（参考資料1）
- ・「避難情報のポイント（参考資料2）」とは、「避難」の意味や適切な避難先、警戒レベル、警戒レベル相当情報、避難の呼びかけ等をわかりやすく簡潔に解説した資料です。
- ・これらの資料も本取組の実施に際して、各市町村からハザードマップと一緒に各戸に配布又は回覧することとしておりますが、もしお手元にはない場合には以下のURLにて公開しております。

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>

問6 具体的にどういった手順で、何を確認すればいいのか？

(答)

- ・まずは「避難行動判定フロー」の手順に基づいて、ハザードマップ上で居住地の災害リスクととるべき行動について確認してください。
- ・その上で、「避難情報のポイント」を用いて、市町村から発令される避難情報の意味やポイントについて確認してください。
- ・より具体的な実施方式については、市町村防災担当部局にお問い合わせください。

問7 福祉関係者等は本取組をどのような機会に行えばよいのか。

(答)

- ・福祉関係者等の方々が普段の活動の中で在宅の高齢者や障害者宅を訪問する機会を利用して行っていただくことを想定しております。なお、居宅訪問等については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、必要な対応をとっていただいた上で、可能な範囲での取組の実施をお願いいたします。

問8 ハザードマップには、津波、洪水、火山等様々なものがあるが、どのハザードマップを説明すればよいのか。

(答)

- ・この文書は、令和2年度出水期に向けて展開する「避難の理解力理解力向上キャンペーン」への参画に関する依頼であることから、協力をお願いする対象は、主に水害（洪水、内水、高潮）や土砂災害に関するハザードマップになります。

- ・なお、地域によって災害リスクは異なるため、これらのハザードマップ以外についても地域の実情を踏まえて、一緒に取り組んでいただくとより効果的です。

問9 本人の心身の状況から判断して、災害時に自力での避難が困難であり、避難支援を要すると思われる方についてはどう対応すればいいのか。

(答)

- ・ご家族や近隣の地域住民等と具体的な避難支援の方法等について検討しておくことが大切です。特に居住地の災害リスク等を確認する中で、避難を支援する者がいない、避難経路が未整備、避難手段がない等の事情が明らかになった場合、市町村が作成する避難行動要支援者名簿への記載等、必要な支援につなぐため、本人ともご相談のうえ、居住地の市町村防災担当部局に報告いただくとより効果的です。

問10 福祉関係者等は、具体的にいつまでに本取組を実施すればいいのか。

(答)

- ・この文書は、令和2年度出水期に向けて展開する「避難の理解力理解力向上キャンペーン」への参画に関する依頼であることから、出水期に避難の実効性が確保されるよう順次実施していただくようお願いいたします。なお、出水期とは、集中豪雨（梅雨）、台風等洪水が起きやすい時期をさし、一般的に6月～10月までの期間をいいます。

台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自宅の災害リスクととるべき行動を確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周り比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、自宅の外に避難が必要です。

例外

※浸水の危険があっても、
 ①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域の外側である
 ②浸水する深さよりも高いところにいる
 ③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
 ※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい

いいえ

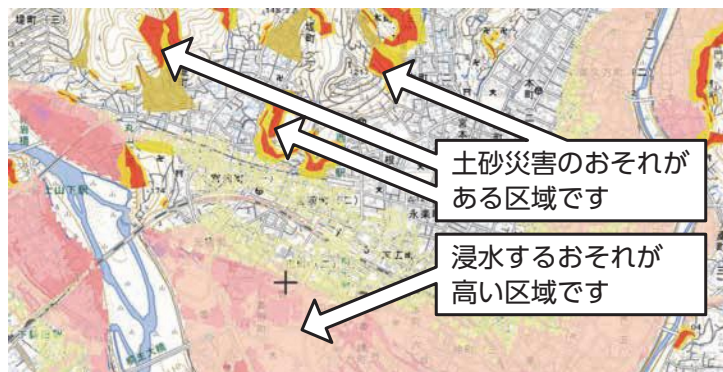
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知人宅に避難**しましょう(日頃から相談しておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定している**指定緊急避難場所**に避難しましょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト

検索



ハザードマップの見方

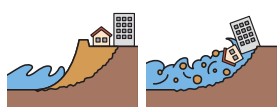
もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません



避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

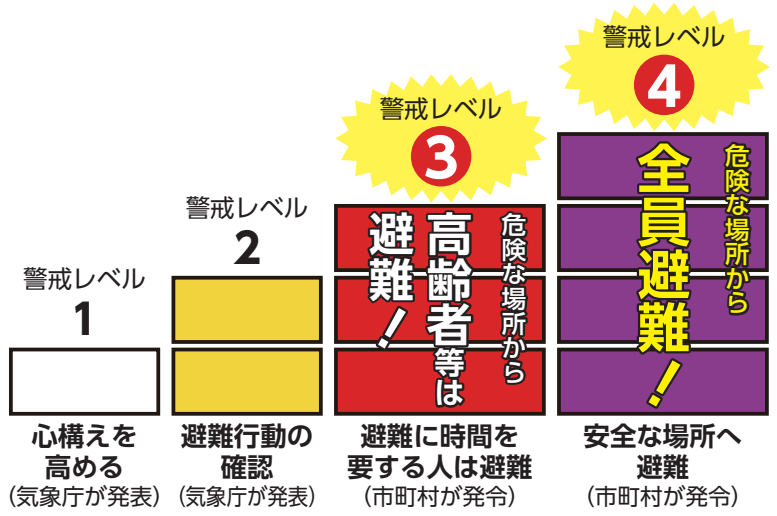
!..... 必ず確認してください

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

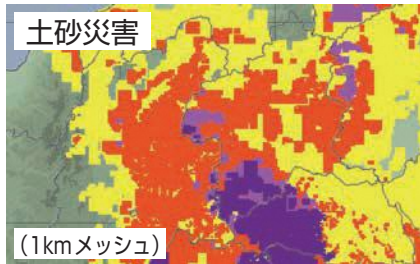
危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報*が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

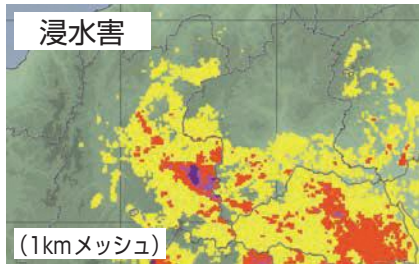
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

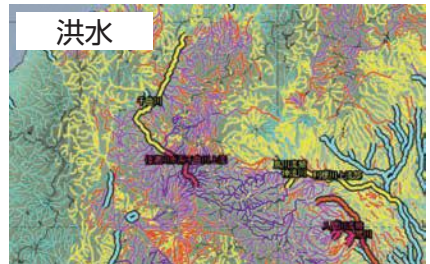
検索



紫：崖・溪流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

*市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
			浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5相当 氾濫発生情報	大雨特別警報(土砂災害)
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))	4相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始	3相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2相当 氾濫注意情報	—
1	最新情報に注意	早期注意情報	1相当 —	—

*「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」
<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>